

前橋市環境配慮型農業～脱プラスチック・脱メタン宣言～

農業生産において、農業用ハウスの被覆材、マルチ、畜産のサイレージラップ、肥料成分を合成樹脂等の膜でコーティングした被覆肥料などに、生産資材としてプラスチックを使用しています。また、水稻を育てるため水田に水を張ることで土壌中の酸素が少なくなり温室効果ガス（メタンガス）が発生し、水稻の茎や根の空隙（くうげき）を通り大気中に放出されています。

環境に配慮した農業を推進するため、農業者や市民に対し、環境配慮型農業について周知し、持続可能な農業を推進するため、前橋市農業協同組合と本市が連携し「前橋市環境配慮型農業～脱プラスチック・脱メタン宣言～」を行います。農業分野におけるマイクロプラスチックの適正管理のための対策や、水田から発生する温室効果ガス（メタンガス）の低減促進を図ります。

1 目的・意義

持続可能な農業のためには、資源循環、生物多様性の保護など農業が抱える様々な環境課題に対し、農業者一人ひとりが理解を深め、環境に配慮した農業に取り組むことが重要です。前橋市農業協同組合と本市が連携し、環境配慮型農業の推進を図ります。

2 宣言日

宣 言：令和6年10月25日（金）

事業実施：令和6年11月～

3 今後の具体的な取組

【令和6年度】

- ・マイクロプラスチック低減・対策に向けた啓発活動
- ・農業者を対象としたアンケート調査による実態把握
- ・温室効果ガス低減のためのJ-クレジット制度の活用周知

【令和7年度】

- ・マイクロプラスチック捕集用ネットの配布
- ・農業者向け研修会の実施
- ・環境関連イベント等の実施、参加 など

○前橋市農業協同組合

担 当 営農部生産資材課

電 話 027-261-3832

○前橋市

担 当 農政課 農産園芸係

電 話 027-898-6704（内線：3704）